

## 「防災分野におけるオープンデータ化の動向」 ～防災・災害情報の公開・二次利用に向けた動きについて～

小田島 芳

NTT データ経営研究所特別理事

本稿では最近活発化している行政機関におけるオープンデータ化のトレンドについて概観すると共に、その流れを受けて当社が2カ年に亘って関わってきた防災分野での情報の公開・二次利用のガイド作成作業の状況について解説する。

### 行政機関のオープンデータ化は防災分野にも波及するトレンドに

行政機関のオープンデータ化、即ち、保有している情報の公開と二次利用を促進する取組みが近年、活発化している。行政情報の電子化や公開の推進に関わる政策・方針等は古くからあったが、具体的なオープンデータ化の行動のうねりは、2012年7月にIT総合戦略本部が発表した「電子行政オープンデータ戦略」によって生み出された。これは、①「政府自らによる積極的なデータの公開」、②「機械判読可能で二次利用が容易な形式での公開」、③「営利目的、非営利目的を問わない活用の促進」といった、これまで余り明言のなかった3つの原則に従って、関係各府省庁も巻き込んで進められたことが大きい。

この流れは自治体にも及び、先進的取組で有名な鯖江市では市民へのウェブアプリ・コンテストを通じ、「公園のトイレの位置情報」「コミュニティバスの運行位置情報」といったWebアプリを実現した。他の先進自治体の事例も含めて見ていくと、アプリコンテスト以外に、推進のための協議会の開催、市民参加型のアイデアソン、ハッカソンの開催といったことが定番的なオープンデータ化推進活動となっていることが分かる。さらにはオープンデータの評価基準を設けて、自治体間で競わせるという状況も起きている。

防災分野においてもオープンデータの動きは広がっている。例えば、IT戦略本部が昨年度発表した「IT防災ライフライン構築のための基本方針とアクションプラン」では、災害関連の行政

情報については、提供の際に情報を二次利用可能とするように利用者の利便性を考慮すべきであること、および二次利用可能な形式で一元的アクセス可能なポータルを作るべきであること等が基本方針に盛り込まれている。

### 防災・災害情報の公開・二次利用ガイド第1版はオープンな情報領域が対象

オープンデータの動きに呼応して、総務省では昨年度から2カ年に亘り防災・災害情報の公開・二次利用の促進のためのガイドの作成作業を行っている。ガイドに基づく二次利用の促進によって付加価値の高い情報を積極的に活用できるようにして、被害の低減化や復旧・復興の迅速化といった効果を生み出すことをその狙いとしている。

実際の作成作業は事務局を務めるASPICの下、当社も参画して進められてきた。昨年度は作業期間が短期だったため、検討対象範囲はインターネット上のオープンな情報領域としてメンバードな情報領域（後述）は対象外とする等、限られた範囲での検討作業とした。

昨年度のガイドでは、災害発生等の非常事時には関係者の状況認識の統一が必要となるため、地理空間情報のマッシュアップが極めて重要であることを強調した。二次利用時のマッシュアップを共有可能な一つのデジタル地図上で集中的に行うことによって情報処理負担の軽減を図りつつ新たな意味を創造することが出来る。新たな意味の付加された情報を共有して状況認識を統一することにより、防災対応に当たる関係者の意思決定の精度を高める効果が生み出されるというわけである。

ガイドの中でもうひとつ、特に強調したことは、公開・二次利用によるメリットということであった。防災の現場では、非常時等に手間のかかるこ

とは出来ないという意識となっていることが多く、公開・二次利用は容易には進まないのが実態である。このため具体的なメリットを示して現場の意欲を促進することが必要となった。例えば公開のメリットでは、「防災意識の向上」「情報処理負担の軽減」に加え、さらに重要なこととして「被災地における受援の円滑化」を挙げた。これは自ら情報公開していくと、応援がもらいやすくなる効果があるということであり、今回我々の強調したいポイントとなっている。

さらに、ガイドの具体的中身としては、公開および二次利用時における留意事項を洗い出して、まとめていった。例えば、公開時における留意事項としては「人材育成等の公開環境を含む準備体制」「権利や責任の所在の確認」「標準や規格等への準拠」といったものが洗い出された。以上の内容を盛り込んで作成された昨年度版のガイドは、第一部：共通編、第二部：情報公開編、第三部：二次利用促進編という3部構成となった（参照URL：[http://www.soumu.go.jp/main\\_content/000238224.pdf](http://www.soumu.go.jp/main_content/000238224.pdf)）。

## 今年度の公開・二次利用ガイド第2版はメンバーナ情報領域が目玉

昨年度に引き続き、今年度におけるガイドの作成作業は検討対象範囲を拡張して行っている。拡張の方向のひとつは検討対象を民間企業に広げたことだが、防災分野における優先度の高さからまずライフライン（電気、通信、ガス、水道等のユーティリティ）企業を対象として検討することとした。

その結果、今年度の作業の目玉はメンバーナ情報領域における公開・二次利用ということになってきた。昨年度検討したオープンな情報領域に対し、メンバーナ情報領域というのはライフライン企業や行政機関など限られたメンバー間で未確定の災害情報など機微な情報の共有化が出来る情報領域となる。こうしたメンバー間の共有化はそれなりに非公式には行われているのだが、今後、正式かつ効率的な共有化を図っていくため

には協定の締結やデータのあり方等、必要な手続きや標準化の方向があると考えたのである。

同じくメンバーナ情報領域のこととなるが、災害対策基本法の改正によって個人情報を含む防災・災害情報が行政機関同士という限定のメンバー間で共有することが可能となってきた。例えば、要支援者名簿の事前作成に際して個人情報を利用したり、同意に基づいて情報提供を行ったりすることが可能となった。また、市町村の罹災証明書交付と被災者台帳作成が当然となり、都道府県はそのために必要な個人情報を求めに応じて提供することとされる結果、都道府県と市町村の広域的な情報連携が促進される方向となってきた。

以上のトレンドを受けて、メンバーナ情報領域における公開・二次利用のあり方をガイドにしていく作業を現在行っている。これまでのところ、行政機関とライフライン事業者間のメンバーナ情報領域における共有は、基本的には有効なメリットのあることと理解された。その認識の強化のためユースケースを作って、二次利用イメージを共有することが重要となっている。このイメージにおいては、共有の体制やコスト負担をどのように想定して作り上げるかがポイントになるものと考えている。

## 今後の予定とさらなる検討の方向

今年度のガイドの構成は昨年度のものに準じて、共通編、公開編、二次利用編という3部構成の中にオープンな情報領域とメンバーナ情報領域について分けて記述していくことを考えている。このガイドは3月に最終化された後、公表される予定となっている。

来年度以降の作業については未定であるが、検討対象を拡張していく方向とするならば、重要な防災・災害情報を保有するにも関わらず今年度のガイドの検討対象としていなかった民間企業に広げる方向が考えられる。候補としては交通系のライフライン企業やネット関連企業といったところが挙げられる。

